

平成 30 年 4 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)の導入、および本制度の導入に関する議案(以下「本議案」)を平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 18 回定時株主総会(以下「本株主総会」)に付議することについて、平成 30 年 4 月 23 日付で決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本制度を導入する理由

当行の常勤取締役(社外取締役を除く取締役。以下「対象取締役」)に対し譲渡制限付株式を割り当て、当行株式を保有させることで当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当行の普通株式の発行または処分を受けるものです。当行の取締役の報酬額は、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において、年額180百万円以内(うち社外取締役年額60百万円以内)(ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与を含みません。)とご承認いただいております。上記報酬枠の範囲内において譲渡制限付株式の交付を目的として年額20百万円以内の報酬を支給することにつき、本株主総会において株主の皆さまにご承認をお願いする予定であります。各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当行普通株式の総数は、年24,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当行の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。)とします。なお、その1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当行普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

なお、これらの報酬と別枠で、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において、常勤取締役(社外取締役を除く取締役)に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額50百万円以内で割り当てることをご承認いただいております。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当行の普通株式の発行または処分をするにあたり、当行と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当行が無償で株式を取得すること。

(ご参考)

常勤取締役の報酬は、株式報酬型ストック・オプションに本制度を加え、中長期インセンティブ報酬の要素が強化されます。常勤取締役の報酬は、「基本報酬」としての固定報酬、「中長期インセンティブ報酬」である株式報酬型ストック・オプションおよび譲渡制限付株式の3つから構成され、引き続き短期インセンティブ報酬は支給しません。

なお、本株主総会において本制度の導入について株主の皆さまにご承認いただくことを条件に、当行の執行役員およびグループ本社のチーフオフィサー、シニアオフィサーに対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。執行役員およびグループ本社のチーフオフィサー、シニアオフィサーの報酬は、これまで「基本報酬」としての固定報酬と「短期インセンティブ報酬」として単年度業績に報じて決定される業績連動賞与により構成されていましたが、本制度の導入により、「中長期インセンティブ報酬」としての譲渡制限付株式報酬を加えた3つの要素で構成され、企業価値向上に対するコミットを強化します。

以上

お問い合わせ先

新生銀行 グループIR・広報部

高橋、江口

Tel.03-6880-8303